令和３年度　市原支部　第１回研修　レジュメ①

遺言書保管手続

（法務局における遺言書の保管等に関する法律　平成３０年法律第７３号）

趣旨　自筆証書遺言の問題点をカバーするため

①形式的要件が厳格なため、無効となる遺言が生じる

②作成後に改ざん・紛失のおそれがある

③遺言の存在を認識されないまま遺産分割がされるおそれがある

Ｘは「Ｙ（妻）に全財産を相続させる」旨の自筆証書遺言を作成して法務局で保管してもらおうと思っている。Ｘの推定相続人はＹのほか子ＡとＢがいる。

１．自筆証書遺言の作成

　　保管してもらう遺言書については法務省令で定める様式に従って作成

　（遺言書保管省令　別記第１号様式）

　　・Ａ４サイズ

　　・余白　左２０ｍｍ、上と右５ｍｍ、下１０ｍｍは最低空ける

　　・縦置きｏｒ横置き、縦書きｏｒ横書きは自由

　　・ページ番号を記載　１／３など総ページ数と併せての記載が望ましい。

　　・記載は片面のみ

　　・綴じ合わせない

２．保管の申請

（１）申請先

　　法務大臣が指定する法務局（「遺言書保管所」）

　　　原則として全国の本局か支局、出張所は×（唯一板橋が例外）

　　　管轄　遺言者の住所・本籍・所有不動産の所在地　（市原市は本局）

　　　　　　追加で保管申請する場合は先に保管した保管所に限定

（２）申請方法

　　　事前に予約の上、必ず遺言者本人が遺言書保管所窓口に出頭

　　　郵送、代理人による申請は不可（手続全般で代理人不可）

（３）申請書　　記入例参照

（４）添付書類

　　　・遺言書　　　・本人確認書類（顔写真必須！）

　　　・住民票（本籍記載あり　３ヶ月以内）

・手数料３，９００円（収入印紙）

（５）完了後、保管証が交付される。再発行不可

（６）法務局は、遺言書の画像データや申請書の記載事項を遺言書保管ファイルに記録して保存する。

（７）遺言者死亡の事実を保管所が把握した場合、申請時に指定した者１名に対し遺言保管の通知を行う。

３．変更届出書

（１）遺言者の氏名、出生年月日、住所及び本籍（外国人なら国籍）、受遺者若しくは遺言執行者の氏名又は名称及び住所に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出が必要となる。遺言者の戸籍の筆頭者、受遺者・遺言執行者以外の法９条１項２号・３号に掲げる者についての変更も同様。

　　　その他、届出義務のない届出事項もあり。

（２）郵送可。提出先も管轄保管所でなくても可

（３）届出書　記入例参照

（４）添付書類

・遺言者の変更事項に関する証明書類（戸籍や住民票が該当）

　　　・届出人の身分証明書（原本証明付）

　　　※受遺者等の変更事項についての証明書類は不要

（５）手数料はなし

４．その他、遺言者の生前にできる手続

（１）遺言書の保管の申請の撤回

　　　保管を取りやめたい場合の手続。

　　　遺言者が管轄保管所に出頭する必要がある。

（２）遺言書の閲覧の請求

　　　遺言者のみ可能。原本閲覧は管轄保管所のみ。

（３）保管の申請書等の閲覧の請求

　　　遺言者のみ可能。偽造の添付書類を用いて不正に申請された

おそれがあるなど特別の事由がある場合のみ

（４）遺言書保管ファイルの記録の閲覧の請求

　　　遺言者のみ可能。

５．遺言書保管事実証明書の請求

（１）遺言書保管事実証明書→遺言書保管所において、関係遺言書が保管

　　　されているか否か、保管されている場合はその概要を証明する書面

　　　※関係遺言書→自分が相続人・受遺者・遺言執行者等（関係相続人）に該当する遺言書

（２）請求権者は誰でも可とされている。しかし、自分が関係相続人でなけれ

ば遺言の有無はきちんと確認できないので、事実上請求権者は関係相続

人に限定される。

（３）管轄保管所でなくても可。郵送請求可

（４）請求できるのは遺言者の死後限定

（５）交付請求書　記載例参照

（６）添付書類

　　　・遺言者が死亡したことが分かる除籍謄本・住民票除票

　　　・請求者の身分証明書写し（原本証明付）

　　　・相続人として請求する場合は相続人と分かる戸籍

（７）手数料は８００円

６．遺言書情報証明書の請求

（１）遺言書情報証明書→遺言書保管ファイルに記録された内容を証明する書類。遺言書の代わりに相続手続で使用できる

（２）請求権者は遺言書保管法９条１項各号に定める者

　　　（相続人、受遺者、遺言認知された子、遺言執行者など）

（３）管轄保管所でなくても可。郵送請求可

（４）請求できるのは遺言者の死後限定

（５）交付請求書　記入例参照

（６）添付書類

　　　・法定相続情報一覧図の写し　又は　遺言者の相続人全員（※一次相続人まで）が分かる戸籍類一式

　　　・相続人全員（一次相続人まで）の住所証明書（３ヶ月以内）

　　　　なお、一覧図に住所記載があり、発行後３ヶ月以内であれば省略可

　　　・請求者の身分証明書の写し（原本証明付）

　　　・相続人の資格で請求する場合は相続人であることを明らかにする戸籍

　　　　（二次以降の相続人の場合）

　　　　遺言書保管制度を利用した場合、遺言書の検認手続きが不要とされている代わりに、相続人（一次）に法務局から遺言保管の事実を知らせることになっている。

（７）手数料は１，４００円

７．その他遺言者の死後にできる手続

（１）遺言書の閲覧請求（遺言者の相続人等）

（２）保管の申請書などの閲覧請求（同上）　特別の事由が必要

８．行政書士と遺言書保管制度の関わり

（１）各種申請・請求の代理は不可

（２）申請書等の作成は司法書士の専属業務に当たる

（３）遺言書情報証明書・遺言書保管事実証明書の交付請求書の作成は、行政書士業務の遂行にあたりこれらの証明書を第三者に提出する必要が現に存在する場合は、付随業務として行うことができる。